

# 令和元年度裾野市農業委員会 9月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火) 午後1時30分から午後2時00分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田陸乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

5	手綱 史芳	9	神戸 俊之
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
 (2) 議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について  
 (3) 議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について  
 (4) 議第25号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和元年度裾野市農業委員会9月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、5番 手綱史芳委員、9番 神戸俊之委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田陸乃氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第9号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について (議案朗読)

議 長

ただ今の報第9号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第23号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、主要地方道富士裾野線、通称須山街道上にある下和田交差点から北西に約200mのところの位置しています。申請地は農業振興地域内にある農地です。面積は二筆合わせて1,544㎡で、地目は登記簿が畑、現況が休耕地です。

申請地は、昭和54年に渡人が売買により取得しました。ですが、市外に住んでおり申請地の維持管理が行えないため、維持管理を行ってくれる人を探していました。

そこで、受人が申請地を購入し維持管理を行っていくことで話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受人と妻で行いますが、両名とも40年以上の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は7,532㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から車で5分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、芝を作付する予定です。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第23号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 質疑等がありませんので、お諮りします。議第23号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 1番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、景ヶ島公園の約30m北東側に位置します。現況は芝畑となっています。受人は、大型商業用施設などの鉄骨製品を製造しています。現在、東京方面からの受

注が多く、現在使用しているストックヤードが飽和状態であるため、新規に製品を保管する場所を探していました。

渡人は、高齢となったため近年農作業をしておらず、後継者もいないため、土地売却を検討していたところ、受人から話があり、両者が合意したことから申請に至りました。農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は道路、西側は山林、北側は資材置場、南側は畑に接しています。場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透により処理するほか、敷地内の南側に、素掘りの土側溝を整備し、素掘り浸透池にて場内浸透処理します。また、法面は年1～2回草刈りを実施し、場内碎石敷き部分も草取りを実施するため、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

真田正昭推進委員 申請地付近には、富岡地区の中では重要な観光資源である「景ヶ島溪谷」の観光客用駐車場があります。資材置き場敷地となると、大型のクレーンが出入りすることもあるかと思いますが、そういった際の安全対策は十分されているのでしょうか？

事務局 はい。安全対策については現在未確認の状況ですが、十分に指導していきたいと考えております。

議長 その他、発言のある委員は挙手をお願いします。

(意見、質問等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第24号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第24号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、久根公民館の約270m北東側、農免道路沿いに位置します。現況は樹園地となっています。

借人は、貸人の一人の長男であり、現在、妻・子と3人でアパートに住んでいます。子供の成長と共に現在のアパートでは手狭となったため、自己住宅を建て、所有者の一人である母親と同居することを計画しました。使用貸人3人に相談したところ、申請地を借り住宅を建築することに承諾を得られたため、申請に至りました。

申請地は元々農振農用地でしたが、平成17年に鍼灸院の設置が計画され、農用地区域の除外手続きがされております。農用地区域の除外後、本来であれば速やかに転

用手続きを行うべきでしたが、その後、鍼灸院を自宅で開業したため、転用手続きがされないまま現在に至っております。計画が履行されない場合、農用地区域に戻されるべきでしたが、そのままになっています。分家住宅の建築が計画されている今、農用地区域への再編入は市の農業振興地域整備計画の趣旨にそぐわないため、農用地区域への再編入・除外のやり直しは行わないことを市へ確認済みです。ただし、今回の転用計画も農用地区域の除外要件に合致することの確認をしております。

申請地は第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

北側・西側は道路、南側・東側は使用貸人の青地農地に接しています。

農地との境にはコンクリートの見切りを設置します。敷地内は碎石敷きを計画しており、雨水は自然浸透となります。排水は、合併浄化槽を経由し、道路側溝へ接続します。以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

勝又俊博委員 申請地は交差点に面していますが、幅員を狭く感じる場所がある場所です。この交差点周辺道路において、幅員を広げる工事を実施するような計画はありますか。

事務局 はい。確認は行っておりませんが、おそらく計画されていないと思われまます。改めて、事務局から担当部署に確認いたします。

議長 その他、発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第24号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第25号 非農地証明願の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第25号 非農地証明願の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、県営住宅茶畑団地の約150m北側に位置します。願出地の現況は、山林となっています。面積は182㎡です。

願出人は、平成18年に相続により願出地を取得しましたが、すでに昭和51年ごろに植林されておりました。植林されてから40年以上経過しており、今後も山林としての維持管理が認められることから基準を満たしていると考えられます。

願出地の北・西側は願出地と一体の山林であり、東・南側は住宅敷地となっております。周辺農地への影響はないと思われまますので、ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第25号 番号1について、  
本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。  
以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会9  
月総会を閉会します。

令和元年9月10日 (会議録署名人)

5番署名人 手網史芽

9番署名人 神 戸 俊 文

